

# 「ひろしまの地域福祉推進“チャレンジ応援”助成事業」応募の手引き

平成30年度版

## 1 目 的

社会福祉法人による地域貢献への取組に期待が高まっています。

社会福祉法人広島市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、広島市域の地域福祉向上を願ってチャレンジしている、広島市民による先駆的・開発的取組を支援し、活動の立上げ及び継続と市域への波及を目的として、本会地域福祉推進基金を活用した助成事業を行います。

## 2 助成の対象となる団体

広島市民の福祉向上を目指して活動する非営利活動団体で、次の条件を満たす団体とします。

- (1) 規約を有し、自ら経理し、監査することができる会計機能を有すること。
- (2) 団体等の主たる事務所が広島市内にあること。
- (3) 団体の構成員を5名以上（広島市民であること）有し、会員・役員名簿の提出が可能であること。
- (4) 本会との連携が可能であり、円滑なコミュニケーションがとれること。

## 3 助成の対象となる活動

上記助成対象団体が実施する次の活動を助成の対象とします。

なお、他の助成金を受けていても、用途が異なる場合は助成対象とします。

- (1) さまざまな地域の課題解決に取り組む、先駆的・開発的取組
- (2) 制度の狭間の福祉課題に対する先駆的・開発的取組
- (3) 子どもの育ちを支援する先駆的・開発的取組
- (4) その他既存の活動等において、充実強化を目指すもので、市社協会長が助成を必要と認めた取組

## 4 助成額、助成件数、使途経費等

### (1) 助成額

1 団体につき1件の応募とし、30万円を上限とした必要額

### (2) 件 数

10件程度

### (3) 実施期間

助成金交付後、当該年度3月末までの期間。

なお、継続して実施する場合は、連続して3年まで応募は可能です。ただし、本会が本助成事業を廃止した場合は、当該廃止した年度をもって助成を終了します。

### (4) 使途経費

- ① 取組拠点開設・運営費（賃借料、水光熱費、電話代等）
- ② 物品購入費（備品、消耗品費、食材費等）
- ③ 広報宣伝費
- ④ 謝礼金（スタッフ等の謝金、交通費等）
- ⑤ その他（市社協会長が必要と認めるもの）

## 5 応募方法

### (1) 申請書の提出

所定の申請書（様式1・別紙1）、収支予算書（別紙2）に必要事項を記載し、平成30年4月30日（月）までに下記あて、提出してください。

〒732-0822 広島市南区松原町5番1号 BIG FRONT ひろしま 6階 社会福祉法人広島市社会福祉協議会 福祉課地域福祉係 電話082-264-6403 FAX082-264-6413 メールアドレス chiiki@shakyohiroshima-city.or.jp
--

### (2) 添付書類

以下の書類を参考資料とします。必ず添付してください。

- 団体の規約
- 団体の役員名簿
- 団体の活動状況が分るもの（活動報告書、決算書、広報紙等）

### (3) 応募書類の取扱い

応募書類等は返還しませんので、お手元にコピーを残してください。

### (4) 応募期間

平成30年4月1日（日）から4月30日（月）まで。必着。

## 6 審査及び助成金の交付

### (1) 審査

応募書類及び審査委員会における面談審査をもとに、次の4つの観点から審査します。

- ① 地域の課題（ニーズ）を把握した取組であり、課題解決の効果が期待できること。
- ② 自己資金や他からの助成金等だけでは十分な取組の初動又は維持が困難であること。
- ③ 先駆的・開発的な取組で、他に波及的効果が期待できること。
- ④ 本助成事業を活用する効果が明確であること。

面談審査には必ず出席してください。

### (2) 助成金の交付

助成金は、広島市社会福祉協議会会長による助成決定後、応募団体が指定する金融機関の預金口座に振り込みます。

### (3) 報告書の提出

当該年度3月末までに、事業報告書（様式4・別紙3）、収支決算書（別紙4—領収書含む）を提出してください。

## 7 応募の無効、助成金の返還

(1) 提出期限内に提出されなかった応募は、無効とします。

(2) 助成金交付決定後、申請内容の変更が生じた場合は、その都度届け出てください。届け出なく変更された場合は、助成金の返還を求めることがあります。

(3) 助成金交付団体に、交付団体として不適格な行為があった場合、助成金の返還を求めます。

## 8 全体スケジュール

- (1) 応募期間  
4月1日～4月30日
- (2) 選考期間  
5月1日～6月30日
- (3) 審査結果の通知、助成金交付  
7月以降
- (4) 報告書の提出  
翌年3月

## 9 その他

- ・他への波及を図るため、本会広報紙や各種事業において実践報告をお願いする場合があります。
- ・平成30年度予算が成立後に受付を開始します。